関西医療大学

危機管理基本マニュアル

＜第１版＞

関西医療大学 危機管理委員会

令和８年１月２２日 策定

＜ 目 次 ＞

第１章　総　則 ・・・

第１章　総 則

１．目　的

関西医療大学危機管理基本マニュアル（以下「基本マニュアル」という。）は、関西医療学園リスク管理規程第 5 条第 4 項に基づき、関西医療大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員等の生命の安全並びに学園の運営に被害が及ぶおそれがある潜在的な危機事象の発生を未然に防止し、また、発生した場合には、その被害や影響を最小限に抑制するために必要となる対応等の基本的事項を示すことを目的とする。

２．定　義

基本マニュアルで用いる主な用語の定義は次のとおりとする。

（1）「リスク」

学生、教職員等の生命の安全及び学園の社会的評価、財産、円滑な運営等に甚大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事象の潜在的可能性をいう。

（2）「リスク管理」

平常時からリスクに対する適切な予防的措置と被害の軽減策を講じることで、想定される危機事象の発生を未然に防ぐ、又は発生後の被害を最小限に抑制する措置を講じることをいう。

（3）「危機」

火災、災害、テロ、重篤な感染症、その他の重大な事件又は事故としてリスクが顕在化した状態であり、学生、教職員等の生命の安全及び学園の社会的評価、財産、円滑な運営等に甚大な影響を及ぼす事象をいう。

（4）「危機管理」

平常時から危機事象に対する適切な予防的措置と被害の軽減策を講じるとともに、危機発生時においてはその原因及び状況の把握と分析並びに危機がもたらす被害を想定し、危機発生後の人的・物的損害と影響を最小限に抑制する対処を行うことをいう。

（5）「リスク管理最高責任者」

リスク管理規程第 5 条第 2 項に基づき、関西医療学園におけるリスク管理業務を統括する責任を負う者、すなわち理事長をいう。

（6）「危機管理責任者」

リスク管理規程第 5 条第 3 項が定める部署責任者のうち、本学が危機事象の発生部署となる場合の部署責任者、すなわち学長をいう。

学長は、危機管理責任者として、危機管理委員会規程に基づき本学に常置される危機管理委員会の委員長を務める。また、消防法に基づく大規模地震対応消防計画においては、同計画が定める防火・防災管理委員会及び地震対策委員会の委員長も務める。

（7）「学生」

本学の学部、学科又は研究科に在籍する学生（科目等履修生等を含む）をいう。

（8）「教職員等」

学校法人の役員、本学に勤務する教員、事務職員（大学の嘱託職員・派遣職員及び附属保健医療施設の医療職員並びにパートを含む）のほか、研究生、研修生をいう。

（9）「部局等」

学部、学科、研究科、附属図書館、附属保健医療施設、事務組織の各部課及び本学に常置する各種委員会等の組織をいう。

３．基本方針

本学の危機管理に関する基本方針は次のとおりとする。

（１）危機発生時に適切な初動対応を行い、全学的な危機管理体制を速やかに構築する。

（２）学生及び教職員等の危機管理意識の向上を図るための教育と訓練を実施する。

（３）危機管理に関する体制や活動状況を定期的に点検し、見直す仕組みを構築する。

（４）危機管理に関する予防的措置が不十分なものに対して必要な対策を講じる。

なお、本学の活動に起因する危機事象については、周辺地域住民への影響を考慮して必要な措置を講ずる。一方、本学の活動に起因しない自然災害その他の危機事象については、大学は地域社会の一員として一時的な避難場所の提供や情報共有等、可能な範囲で協力する。

４．対象とする危機事象の範囲

危機の区分	危機の事象	危機の状態
自然災害に関する危機	地震、台風、豪雨、落雷、竜巻等の自然現象	防災体制の不備等による人的・物的に重大な影響の発生
	災害に伴うライフライン不全	長期間の停電、断水等の発生
事故に関する危機	火災、爆発事故	火災、爆発を伴う設備安全管理上の事故の発生
	危険物、毒劇物の流出	危険物、毒劇物の管理体制の不備等による流出の発生
	学生の正課又は正課外活動中の事故	実験・実習中の事故又は課外活動中の事故の発生
	交通事故	学生、教職員等の飲酒運転による死亡等の重大事故の発生（加害） 公共交通機関による重大事故の発生（被害）
	医療事故	訴訟を含めた重大な医療事故の発生
	海外渡航中の事故	渡航中の学生、教職員等に重大な事故の発生
事件に関する危機	各種ハラスメント	各種ハラスメントによる不祥事の発生
	コンプライアンス違反	教職員等の法令違反による不祥事の発生
	犯罪、不審者、不審物	盗難、暴力、傷害等の犯罪の発生、防犯体制の不備による不審者の侵入や不審物放置の発生
	情報漏洩	情報セキュリティ対策の不備による管理運営、個人情報、研究成果等の情報漏洩の発生
	システム障害	ウイルス感染等に伴うネットワーク障害を含むシステム障害の発生
	入試業務	入試の作問ミス又は入試運営上のミスの発生
研究に関する危機	研究倫理に反する不正行為	研究論文作成に係る盗用、改ざん、捏造の発生 公的研究費の不正使用等の発生
健康に関する危機	重篤な感染症	致死率又は感染力の高い重篤な感染症の発生
	食中毒	重症者を伴う大規模な集団食中毒の発生
運営に関する危機	施設・設備の滅失	災害等による施設・設備の滅失の発生
	財務上の問題	財産の盗難、金融資産の価値低下の発生
その他	重大な問題を起こす危機	教育研究、管理運営、社会的信用に重大な影響を及ぼす状態の発生

５．基本マニュアルと個別マニュアル

（１）基本マニュアル

基本マニュアルは大学全体の危機管理体制の枠組みと危機管理及び危機発生時に必要となる対応に関する基本的事項を示すものである。

（２）個別マニュアル

個別マニュアルは個別事象の危機管理及び危機発生時に関する具体的な対応を示すものである。現在、本学で策定されている個別マニュアルは次のとおりである。

・大規模地震対応消防計画
・（学生携帯用）災害対応マニュアル（大規模地震に備えて）
・学生の体調不良・怪我発生時の緊急マニュアル（病院搬送用 Ver7）
・クラブ活動（夜間）の事故等発生時の緊急マニュアル
・事故、災害、台風等による臨時休講（休校）決定の手順について
・附属保健医療施設における医療事故対応マニュアル
・鍼灸系実習、スポーツ現場実習におけるリスクマネジメント
・附属接骨院リスクマネジメント規則
・海外短期研修・緊急時のバックアップ体制と連絡チャート
・避難経路図

（３）マニュアルの点検と見直し

基本マニュアルと個別マニュアルは、大学を取り巻く環境の変化に対応し、常に最新の危機関連情報に対応した内容となるよう、本学に常置する危機管理委員会又は個別の部局等が定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

（４）個別マニュアルの設置と周知

現在、策定されている個別マニュアルは、それが必要とされる部局等に常備し、記載内容及び保管場所等を関係者に周知することとする。

学生向けの災害対応マニュアルは全学生に携帯用として配付し、大規模地震発生時の避難行動を周知する。1 年生には毎年度の新入生オリエンテーションで配付する。

（５）部局等が個別に対応する事案

次の事案はそれぞれに個別対応する部局等が組織されていることから、この基本マニュアルでは扱わずに、各々の組織規程が定める手順に沿って個別に対処する。

・学生又は教職員等の懲戒処分に関わる事案 →（対応部局等）調査・懲戒委員会
・各種ハラスメントに関わる事案 →（対応部局等）ハラスメント防止委員会
・研究不正、研究費不正使用に関わる事案 →（対応部局等）研究不正行為等防止委員会
・コンプライアンス違反に関わる事案 →（対応部局等）内部監査室
・情報セキュリティ／システム障害に関わる事案
→（対応部局等）情報セキュリティ委員会
／情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）

６．基本マニュアルと内部規程等との相互関係

この基本マニュアルと、関西医療学園リスク管理規程、関西医療大学危機管理委員会規程及び大規模地震対応消防計画との相互関係や位置づけについては、添付資料の付図「危機管理基本マニュアルと関連規程・委員会・対策本部の構成」を参照のこと。

第２章　危機管理の体制

１．日常（平常時）の組織体制

本学における日常の危機管理に取り組む組織体制として、リスク管理規程第 5 条第 3 項に基づき、本学の危機管理責任者である学長のもとに危機管理委員会を設置する。危機管理委員会は、同規程同条第 4 項に基づき、本学の円滑な業務運営に支障をきたす、又はそのおそれのある危機の管理に関する全学的な方針の策定と重要事項の審議を行う。

（１）危機管理委員会の構成（危機管理委員会規程第 2 条）

１）学長（委員長）
２）副学長
３）保健医療学部長
４）保健看護学部長
５）大学院研究科長
６）附属保健医療施設長
７）図書館長
８）学生部長
９）教務部長
10）アドミッションセンター長
11）学園総務部長
12）大学教学部長
13）学園入試・広報部長
14）その他学長が特に必要と認めた者

（２）危機管理委員会の審議事項（危機管理委員会規程第 3 条）

１）潜在する危機の把握とその予防策の立案・実施
２）学生、教職員等の危機管理に関する意識及び知識の向上に関すること
３）危機管理基本マニュアルの作成・改訂
４）緊急時の情報伝達方法の整備
５）その他危機管理に関すること

※その他の平常時の危機管理体制として、消防法に基づき策定されている大規模地震対応消防計画の第 6 条に防火・防災管理委員会（委員長：学長）が規定されている。この委員会は、同計画が定める防火・防災管理業務の効果的な推進を図るための審議と活動を行う。

２．勤務時間外の連絡体制

緊急時の情報収集と連絡は危機発生時の対応の要であることから、危機管理委員会及び関連部局等は勤務時間外における緊急連絡体制を定期的に点検し、必要に応じて更新する。

３．南海トラフ地震臨時情報発表時の組織体制

気象庁が南海トラフ地震発生の可能性を評価して南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、学長は、大規模地震対応消防計画第 68 条に基づく地震対策委員会を招集し、発表された区分（「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」）に応じて必要な情報収集を図るとともに、同計画第 68 条～第 76 条が定める対応を協議して学内に周知する。また、同計画第 54 条が定める地震災害緊急対策本部の設置準備を行う。なお、これらの体制は「調査終了」が発表された時点で解く。

第３章　危機発生時の対応と体制

１．危機発生時の行動原則

危機発生時の行動原則は、まず自分自身の安全確保を最優先としつつ、冷静な判断のもとで被害の拡大防止に努め、かつ、情報共有を迅速に行うことに集約される。主な原則は次のとおりである。

（１）人命の安全確保を最優先にした具体的かつ適切な対応を取ること。

（２）発生した危機を認識し、躊躇することなく所定の緊急連絡等の初動対応を行うこと。

（３）緊急時には混乱が想定されるが、状況変化を先読みしながら、受け身でなく主体的に困難に対応する心構えを持つこと。

（４）外部からの問い合わせやメディアの取材等には、学内の連絡調整と情報共有を密に図り、窓口を一本化して対応すること。

（５）大規模又は社会的反響が大きい危機事象に対して、教職員は全学的問題と捉えて社会の批判や誤解を招くような行動を厳に慎むこと。

２．危機の発見・通報と初動対応

（１）危機情報の連絡体制

１）発生した危機の発見者又は情報を入手した者（以下「発見者」という。）は、自分自身の安全確保を最優先としつつ、速やかに総務部総務課に危機の発生を通報する。危機情報を通報する際のポイントは次のとおりである。

①可能な限り速やかに第一報を伝達する。

②危機情報は事実関係（何が、いつ、どこで起こったか）を把握することに努め、一部に未確認の項目があっても知り得た範囲内の情報を簡潔に伝達する。

③認識した内容が危機事象に該当するかどうか判断に迷った場合は、まず、緊急又は異常事態とみなして対処する。

④発生した危機が緊急を要する種類であり、発見者が警察署、消防署等の関係機関への通報が必要と判断した場合には、発見者が自ら通報し、支援を要請するものとする。

２）通報を受けた総務課は、危機の種類に応じて対処するため、直ちに下表に示す部局等に連絡し、情報収集などの初動対応を求める。（※は大規模地震対応消防計画に基づく組織）

火災に関わるもの	※自衛消防隊
自然災害に関わるもの	総務課
施設設備、建物等に関わるもの	会計課
役員、教職員等に関わるもの	職員課
入試業務に関わるもの	入試・広報課
学生教育に関わるもの	教務課
学生生活、課外活動に関わるもの	学生支援課
感染症等の保健衛生に関わるもの	学生支援課／職員課
情報セキュリティに関わるもの	情報システム室
学部、学科、研究科に特化したもの	学部、学科、研究科
附属施設に特化したもの	附属図書館／附属保健医療施設

３）危機の種類よって初動対応を担当する部局等が複数にわたる場合は、第一報を受けた部局等が対応する。その後、関連すると思われる部局等との連携を図る。

４）初動対応を行った部局等の長は当該危機の状況を確認してリスク管理最高責任者（理事長）

及び危機管理責任者(学長)に報告するとともに、必要に応じて関連部局等の長に連絡し、情報共有を図る。

5）部局等の管理下において発生した危機の連絡は、速やかに当該部局等の長又は予め定められた者に通報する。

6）初動対応を行った部局等は、危機情報の内容を被害状況報告書に記録する。

（2）勤務時間外の連絡体制

1）緊急事態の発生が休日や夜間などの勤務時間外の場合、発見者は時間外緊急連絡体制に従って迅速に連絡する。

2）連絡を受けた担当者は、緊急事態の内容に応じて、非常連絡網による情報共有を行うとともに、部局等の長など責任者の指示に基づき、担当部局等の教職員を緊急招集する。

3）非常連絡網で連絡を受けた教職員は、可能な限り速やかに当該部局等へ参集し、情報収集などの初動対応を行う。

4）各種の報道等により緊急事態の発生を知った場合には、可能な限り非常連絡網による連絡を行い、部局等の長の指示を仰いで当該部局等へ参集するなど適切な行動を取る。

5）教職員に対する勤務時間外の緊急連絡は、基本的に【緊急連絡メール（関西医療大学)】により一斉に通知するものとする。

3．危機事象の区分

初動対応により収集された情報に基づき、リスク管理最高責任者（理事長）が大学内で当該危機事象に対処するよう判断した場合、学長は、本学の危機管理責任者として本マニュアルに沿って対処するため、発生した危機事象が内容や規模に応じて次の「危機レベルⅠ」又は「危機レベルⅡ」のいずれの区分に該当するか、判断する。

危機レベルⅠ	(部局等内で対応可能なレベル) 個別又は複数の部局等で対応することが可能な危機事象であり、全学規模の危機対策本部の設置には至らない事態をいう。
危機レベルⅡ	(全学的な対応が必要なレベル) 緊急事態に伴う本学の損害や影響度が大きい、又は報道対応等の対外的な情報発信が必要となる危機事象であり、全学規模の危機対策本部の設置が必要となる事態をいう。

4．危機事象の対応

（1）危機レベルⅠの場合

発生した危機が「危機レベルⅠ」に該当すると判断された場合、危機管理責任者（学長）は、該当する部局等の責任者に対して、適切な対処を行い、その経過を逐次、報告するよう指示する。

（2）危機レベルⅡの場合

発生した危機が「危機レベルⅡ」に該当する重大な事象であり、全学規模の対処が必要と判断される場合、危機管理責任者（学長）は、速やかに当該事象に係る危機対策本部を学内に設置する。

（3）危機対策本部の構成

1）危機対策本部は、対策本部長（以下「本部長」という。)、副本部長と本部員で構成する。

2）本部長は、危機管理責任者（学長）が担当し、危機対策本部の業務を指揮、統括する。

3）副本部長は、本部員の中から本部長が指名した者とする。

4）本部員は、危機管理委員及び教職員等の中から本部長が指名した者とする。
5）危機対策本部の事務は総務部総務課が担当し、他部署から本部長が指名した者が加わることができる。

（4）危機対策本部の役割
1）発生した危機に関する情報収集及び情報分析
2）危機において必要な対策の決定及び実施
3）学生、教職員等への危機に関する情報提供
4）学生、教職員等の安否確認と人的被害の発生に係る対応
5）学生、教職員等の避難行動又は帰宅等に関する対応
6）学外の関係機関との連絡調整
7）危機に関する報道機関への情報提供
8）その他危機への対応に関して必要な事項

（5）危機対策本部の権限と責務
1）危機対策本部は、本部長の指揮に基づき、迅速に当該事象に対処しなければならない。
2）教職員等は、当該事象の対処にあたり、危機対策本部の指示に従うものとする。
3）当該事象の処理に必要となる経費は、本部長がリスク管理最高責任者（理事長）と協議のうえ、関西医療学園予算執行規程に基づき執行することができる。
4）前項の場合、危機対策本部は、当該事案の対処が終了した後に、学園運営会議に報告しなければならない。

（6）危機対策本部の任期
本部長は、当該事象への対処を終了したことをもって危機対策本部の解散を指示する。

5．避難経路・避難集合場所

危機事象のため校舎等建物の倒壊や火災が生じて屋外へ避難しなければならない場合は、各教室等に掲示された避難経路図に沿って、エレベーターや渡り廊下を使用せずに、指定された避難集合場所（診療・研究棟前駐車場、グラウンド）に集合する。

6．安否確認

危機対策本部は必要に応じて次の方針で学生と教職員等の安否を確認し、把握した情報を集約してリスク管理最高責任者（理事長）、危機管理責任者（学長）に報告する。

（1）学生の安否確認

学生部長のもとに、学生支援課長を班長として、学生支援課及び教務課職員で学生の安否確認を行う体制を設ける。学生本人の安否その他の被害状況等は安否確認フォームにより収集した情報を基にして把握する。また、各学科等と連絡を密にして情報共有を図り、全学の状況を正確に把握するよう努める。安否確認には、安否確認フォームの他に学生ポータルの利用やSNS、アナログの手段なども含めてあらゆる方法を活用する。

（2）教職員等の安否確認

学園総務部長のもとに、職員課長を班長として、職員課及び総務課職員で教職員等の安否確認を行う体制を設け、教職員等本人の安否と家族、家屋等の被災状況を把握する。安否確認には【緊急連絡メール（関西医療大学)】や安否確認フォームを利用するほか、SNS やアナログの手段も含めてあらゆる方法を活用する。

7．Ｊアラート（全国瞬時警報システム）作動時の対応

（1）J アラートとは

Jアラート（全国瞬時警報システム）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など対処に時間的余裕のない事象に関する情報について、国が携帯電話等の端末へ緊急速報メールで通知したり、市町村防災行政無線等の方法を利用して広く国民に対して瞬時に伝達するシステムのこと。

（2）Jアラート作動時の基本的な対応

携帯電話やスマートフォン等がJアラートのアラームや緊急速報メールを受信した場合には、落ち着いて以下の行動をとる。

・パニックにならず、周囲を確認して冷静に行動する。
・Jアラートの内容と情報をよく確認する。
・できるだけ安全な場所に避難する。

（3）弾道ミサイル発射によるJアラート作動時の具体的な対応

1）キャンパス内にいる場合

① 授業中の時はできるだけ窓から離れて教室内にとどまる。
② 屋外にいる場合は頑丈な建物の中に避難する。
③ 教員の指示や校内放送等による大学からの指示に従う。

2）キャンパス以外の場所にいる場合

① 最寄りにあるできるだけ頑丈な建物内に避難する。
② 適当な建物が近くにない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

（4）弾道ミサイルが着弾した場合の対応

1）教室など屋内にいる場合

① 窓を閉め、換気扇やエアコンを止める。
② 窓やドアに目張りをして室内を密閉する。

2）屋外にいる場合

① 爆風や破片を避け、口と鼻をハンカチで覆う。
② 密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

（5）Jアラート関連情報の掲載サイト

内閣官房 国民保護ポータルサイト　https://www.kokuminhogo.go.jp/

第４章　危機収束時の対応と収束後の体制

１．危機対策本部の解散

危機事象に係る対応が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大がないと判断された場合、対策本部長の収束宣言をもって危機対策本部を解散する。危機対策本部の解散は、メール等の連絡手段で学内に伝達するほか、必要に応じて地域社会や報道関係に通知する。

なお、危機対策本部の解散後の体制は、危機の種類と収束の状況に応じて次のいずれかに移行する。

（１）危機管理体制を平常時の危機管理委員会の活動に移行する。

（２）被害の復旧と教育研究活動の再開を図る事業継続計画（BCP）※フェーズへ移行する。

※本学の BCP の詳細については別に定める。

２．危機対策本部の記録と報告

危機対策本部の解散にあたり、本部員は関係部署への引き継ぎ事項や残課題を整理して明確化し、対応過程の記録（時系列、意思決定、対応内容、関係者の動きなど）を体系的に整理した危機対応報告書を作成する。報告書は危機管理責任者（学長）及びリスク管理最高責任者（理事長）へ提出し、危機対応の改善と再発防止策の策定及び将来の訓練・教育に活用する。

３．復旧・再開の基本方針

危機収束後の教育研究活動および教職員の業務再開にあたっては、学生・教職員のメンタルヘルスや学内外のインフラ復旧状況を踏まえ、BCP に基づき、重要事項の優先順位を定めたうえで、次の項目を考慮しつつ段階的に再開することを基本とする。

（１）教育活動

- 授業の再開に向けたスケジュール調整（学事日程編成、代替授業、遠隔授業など）
- 学生への学修支援（メンタルヘルスケア、履修相談、成績評価の柔軟化など）
- 臨地実習に関する支援（実習先となる学外医療機関等との調整など）
- 成績評価（単位認定、進級判定、卒業・修了判定など）
- 入学試験の実施（試験会場、入学手続き、学生納付金の徴収など）
- 入学式、学位記授与式などの学校行事の実施
- 就職支援（就職先となる学外医療機関等との調整など）
- 専任及び非常勤教員への指導方針の周知と共有
- 教具、教材、教室等の教育環境の復旧
- 教育に関する外部機関（文部科学省、大学入試センター、厚生労働省など）との調整

（２）研究活動

- 研究機器、研究データ、試薬・試料等の安全確認と復旧計画の策定
- 研究活動の再開に向けた優先順位の整理と研究費の執行
- 研究に関する外部機関（文部科学省、各種の学会など）との調整

（３）教職員の日常業務

- システムやネットワークの復旧状況に応じた業務計画の調整
- 通常業務の再開に向けた支援（備品の再整備、業務量の調整、メンタルヘルスケアなど）
- 家庭の被害、被災状況に応じた労務対応（リモートワーク、時短勤務、特別休暇など）
- 大学運営に関する外部機関（文部科学省、私学事業団など）との調整

第５章　危機管理の予防的対応

１．防災対策・災害対応の訓練と教育

学生、教職員等に対して災害及び防災等に関する知識を啓発し、危機意識の涵養を図るため、危機管理委員会が中心となって次の事項に関する訓練及び教育を実施する。

（１）災害及び防災に関する基礎知識
（２）災害及び防災に対する学生、教職員等の役割
（３）災害が発生した場合における具体的対応
（４）その他、防災に関する必要な事項

２．防災用備蓄品の整備と点検

本学に、主に大地震や台風等の自然災害を想定した防災用備蓄品（救助用工具、発電機、飲料水、食料品、簡易トイレなど、下表参照）を整備する。食料、飲料水についてはローリングストック方式で定期的に点検・補充するものとする。

＜救助用工具等＞

ジャッキ
つるはし
掛矢
はしご兼用脚立
エンジン式チェーンソー
移動式救助工具セット
（内容）平バール
テコバール
両口ハンマー
剣先スコップ
ボルトクリッパー
のこぎり
レスキューアッキス
救助ロープ
防塵マスク
革手袋
ゴーグル
ホイッスル
ヘルメット
担架
発電機
ポータブル電源
携帯用拡声器
メガホン
トランシーバ　　※入試・広報部

＜食料･飲料水＞

パン
レトルトごはん
クッキー
飲料水

＜避難用品等＞

組立式テント　　※学生支援課
防災ずきん
エマージェンシーブランケット
タオル
毛布
寝袋
軍手
セーフティースニーカー
替え下着（T シャツ、ブリーフ）
簡易トイレ
ビニール袋　　※事務室他
懐中電灯
ワンセグＴＶ
携帯ラジオ
固形燃料
マッチ
ライター
チャッカマン　ミニ
ローソク
カセットコンロ
カセットボンベ
チャック袋

第６章　広報・情報発信

１．学内外への情報発信

（１）目的

危機が発生した場合の緊急時の情報発信は、発生した事象の事実関係、大学が行う危機対応の内容及び危機対応の方針、今後の見通しなどについて、速やかに学内外の関係者及び地域住民に広報し、正確な情報を共有するとともに、被害の拡大と二次災害などへの不安感を解消することを目的とする。

（２）情報発信の手段

１）報道機関の活用

報道機関は迅速かつ広範囲な周知が可能なため、必要に応じて積極的に活用する。

２）大学のホームページ

大学の判断で主体的に提供する内容と提供のタイミングを調整できるため、報道機関を活用した広報と併用する。

２．報道対応

（１）危機対策本部への連絡

部局等は、確認情報、未確認情報を問わず、第一報が入った時点から以降、それらを危機対策本部へ随時連絡する。

（２）情報の収集、整理

部局等は、危機発生後、直ちに情報を収集し、確認情報と未確認情報を明確に区分する。また、事実関係（何が、いつ、どこで起こったか)、被害状況及び被害拡大状況、緊急性・重大性の程度、発生原因などを整理し、文書としてまとめる。

（３）発表文の作成

部局等は、総務課及び危機対策本部との協議により、報道機関へ情報提供するための公式見解文書（ポジションペーパー）を作成し、対策本部長の承認を取る。

（４）情報提供

緊急時における情報提供は、次の点に留意して行う。

１）緊急記者会見を含む積極的な発信と報道機関からの取材申込み、問い合わせ対応により行う。

２）危機発生直後は、その時点で確認できる内容をまず発信する。その後は集約できる情報を随時発信する。

３）情報提供にあたっては、憶測や感想を混同することなく、知り得た事実のみを正確に発信する。

４）未確認情報への問い合わせには「調査中」又は「確認中」と回答する。

５）既発表情報と追加情報を区別して発信する。

６）危機の内容又は規模により、長期・継続的な発信を要する場合には、必要に応じて報道機関に定期的（1 日に 1、2 回など）に情報提供する。

（５）取材申し込み・問い合わせ対応

１）危機発生後における報道機関からの取材申し込みや問い合わせ対応は、危機対策本部に一本化する。

２）部局等は、危機対策本部と協議して、その時点で公表できる内容を明確にするとともに、責任ある回答ができる職員を定めるなど、報道機関からの取材、問い合わせに備える。

３）ただし、危機発生直後、部局等において行った報道機関からの取材、問い合わせ対応の内容は、速やかに危機対策本部に報告し、記録を残す。

（６）緊急記者会見

緊急記者会見は、報道機関への効率的・効果的な対応、発信内容のばらつきの解消等に役立つため、必要に応じて早期に開催する。

１）開催の判断

緊急記者会見を開催するかどうかの判断は、危機対策本部（本部長）が決定する。

２）開催する事例

・報道機関から集中して取材申し込みがあった場合
・社会的関心が高く、大学に関係する重大な事件、事故、被害等の場合
・学生又は教職員等の死傷等において大学の管理責任が問われる場合　など

３）開催時期

緊急対応の組織体制が整い、大学が事実関係等を把握して、公式情報を示すことができるようになった時点以降、可能な限り早期の段階に開催する。

４）開催通知

概ね開催の２時間以上前に、危機対策本部又は総務課から報道機関に通知する。

５）会見時の役割分担

・会見は大学（危機対策本部）が主催し、進行は原則として総務課が担当する。
・原則として、危機管理責任者（学長）又は本部長が全体を説明する。
・危機事象の内容により、関係する部局等の長又は実務担当者（部長、課長級）が説明補助者として出席し、 詳細な質問に対応する。

添 付 資 料

危機管理基本マニュアルと関連規程・委員会・対策本部の構成

危機管理対応の概要

危機発生時の通報～初動対応～危機対応までの流れ

勤務時間外における緊急連絡体制

被害状況報告書（様式）

（関連規程）

関西医療学園 リスク管理規程

関西医療大学 危機管理委員会規程

関西医療大学 大規模地震対応消防計画

危機管理基本マニュアルと関連規程・委員会・対策本部の構成

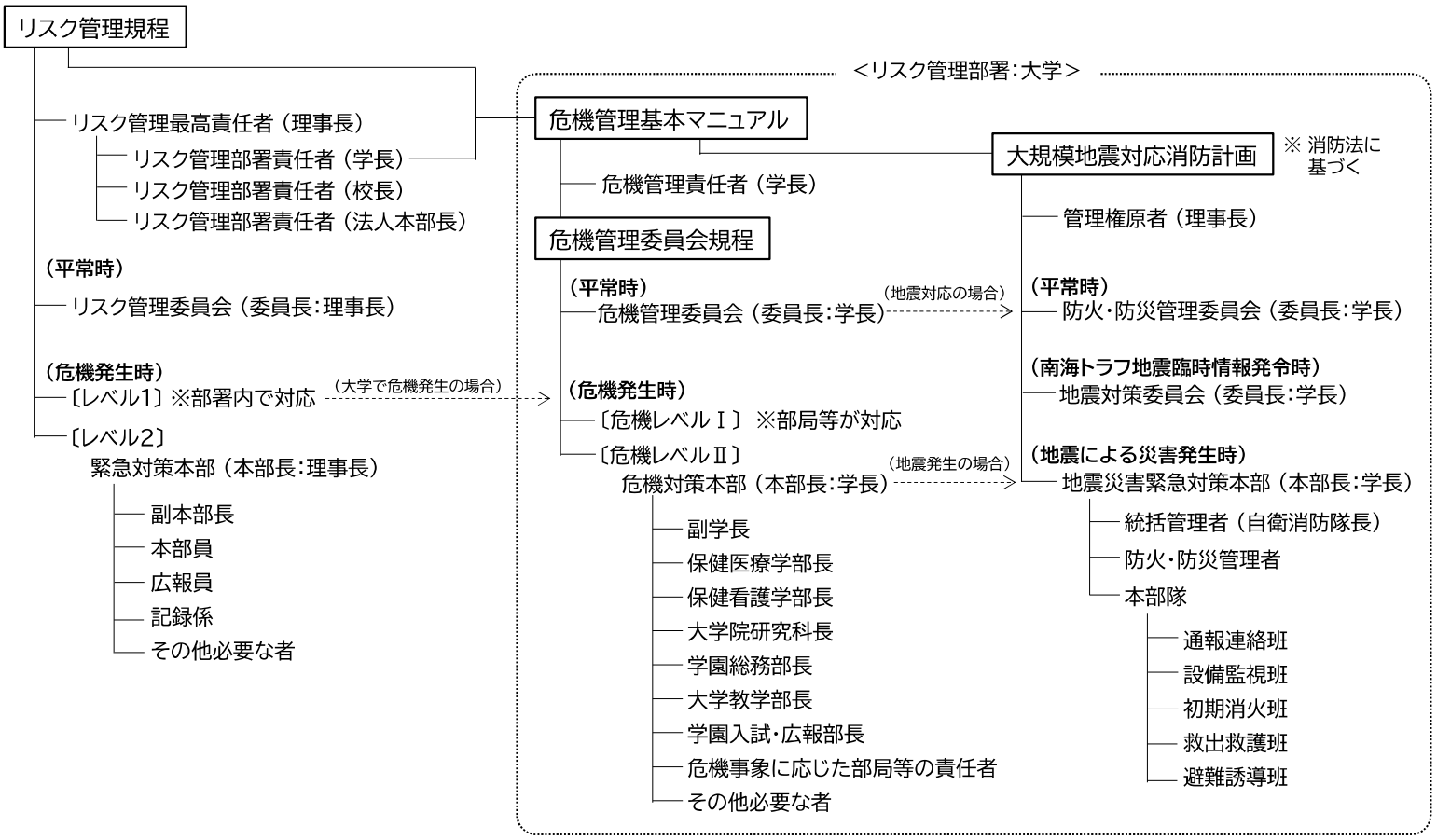

規程が定める委員会の構成員

分 類	法人規程	大学規程		
規程等	リスク管理規程	危機管理委員会規程	大規模地震対応消防計画	
委員会	リスク管理委員会	危機管理委員会	防火・防災管理委員会	地震対策委員会
委員長	リスク管理最高責任者(理事長)	学 長	学 長	学 長
委 員	部署責任者(学長) 部署責任者(校長) 部署責任者(法人本部長) 大学副学長 大学学部長 専門学校副校長 内部監査室長 事務担当:内部監査室	副学長 保健医療学部長 保健看護学部長 大学院研究科長 附属保健医療施設長 図書館長 学生部長 教務部長 アドミッションセンター長 学園総務部長 大学教学部長 学園入試・広報部長 その他必要な者 事務担当:総務部総務課	副学長 保健医療学部長 保健看護学部長 大学院研究科長 統括管理者 防火・防災管理者 自衛消防業務講習受講者 事務担当:総務部総務課	副学長 保健医療学部長 保健看護学部長 大学院研究科長 統括管理者 防火・防災管理者 自衛消防業務講習受講者 自衛消防組織班長 事務担当:総務部総務課

危機管理対応の概要

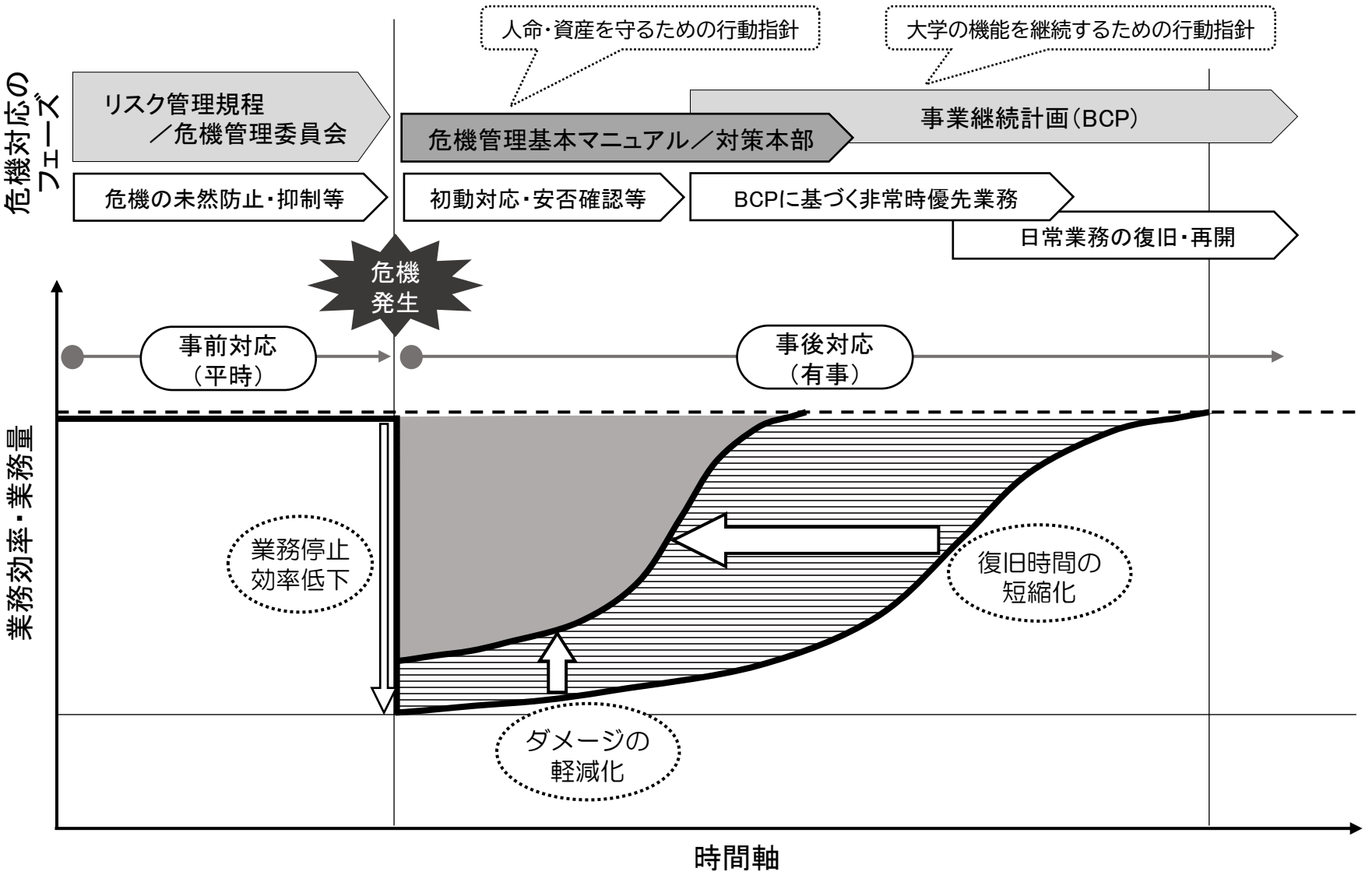
危機対応のフェーズ
人命・資産を守るための行動指針
大学の機能を継続するための行動指針
リスク管理規程
／危機管理委員会
危機管理基本マニュアル／対策本部
事業継続計画（BCP）
危機の未然防止・抑制等
初動対応・安否確認等
BCPに基づく非常時優先業務
日常業務の復旧・再開
危機
発生
事前対応
（平時）
事後対応
（有事）
業務効率・業務量
業務停止
効率低下
復旧時間の
短縮化
ダメージの
軽減化
時間軸

危機発生時の通報～初動対応～危機対応までの流れ

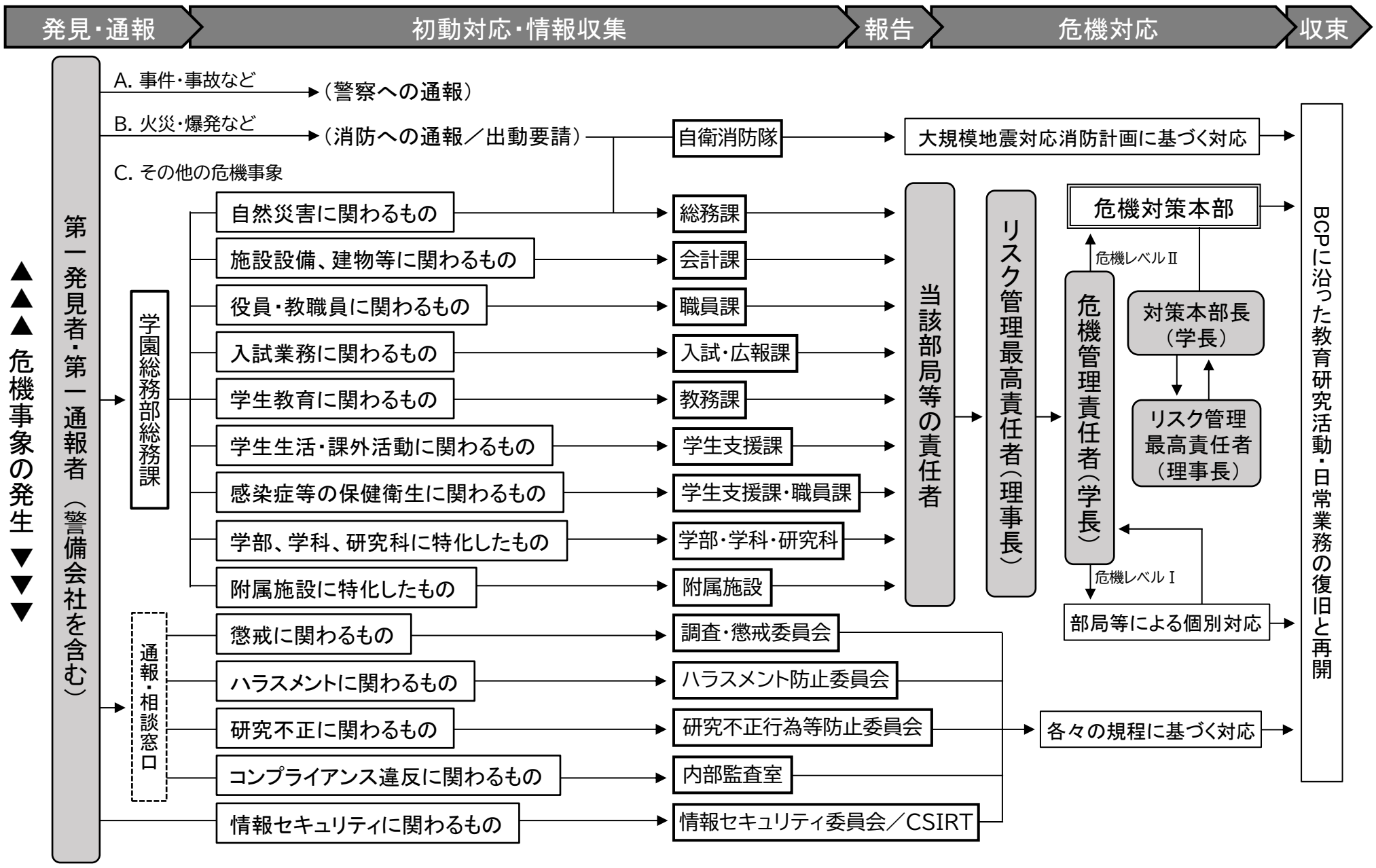

勤務時間外における緊急連絡体制

１．勤務時間外連絡体制の概要と手順

（１）緊急事態の内容を知り得た者から、学園総務部長、総務課長へ連絡する。
※連絡先（携帯電話番号）は別途、学内に周知する。

（２）理事長、学長、専門学校長への連絡は、メールではなく別途、学園総務部長、総務課長から直接、電話連絡する。

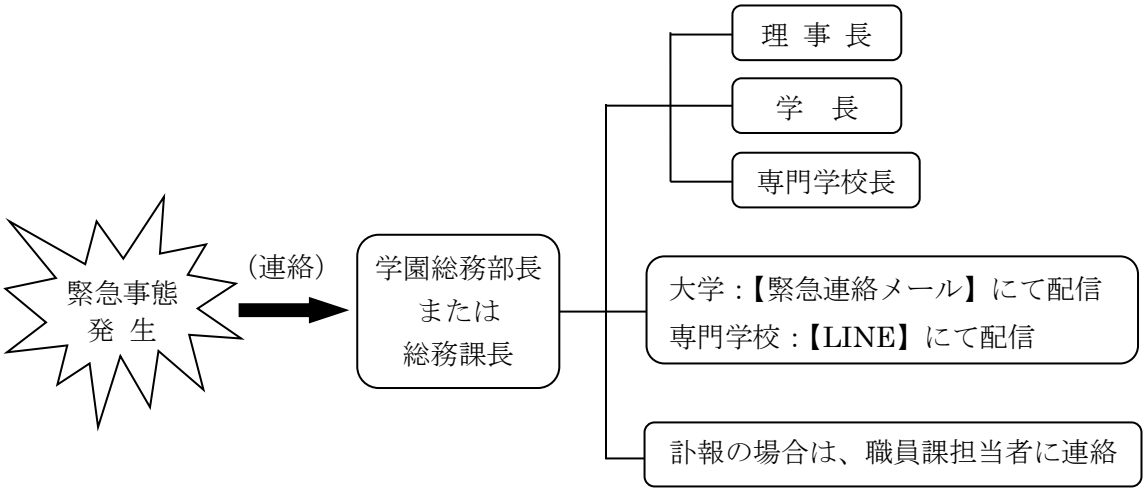

２．連絡に際しての注意事項

（１）緊急連絡時は、大学の業務用パソコンから一斉配信を行う。
（担当者は、学園総務部長、総務課長とし、大学への出勤は１名とする。）

（２）連絡事項に関して判断を仰ぐ必要がある場合、次の９名の緊急連絡網に連絡の上、指示を待って対応する。

理事長　　学長　　専門学校長　　法人本部長
大学院研究科長　　保健医療学部長　　保健看護学部長
学生部長　　附属保健医療施設長

３．その他

大学学部・学科、附属保健医療施設、専門学校単位における緊急連絡体制については、別途マニュアル等を作成する。

被害状況報告書（第　報）

※太枠内は埋めてください。

報告年月日・時刻	年　月　日（　）　時　分 現在

報告者	所　属	
	氏　名	
	連絡先	

危機事象の概要		
被害の認識日時	年　月　日（　）　時　分 ごろ	
被害の発生場所		
被害の状況		
対応の状況		
被害発生の通報者	区　分	教　員　・　事務職員　・　学　生　・　その他
	氏　名	
	通報日時	
その他		

※被害場所の画像データがあれば適宜貼り付けてください。

関西医療学園　リスク管理規程

第 1 章　総　則

（目　的）

第 1 条　この規程は、学校法人関西医療学園（以下「学園」という。）において発生した又はそのおそれがある諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、リスク管理体制、対処方法等を定めることにより、学生、教職員等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする。

（定　義）

第 2 条　この規程において次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) リスク

学生、教職員等の生命の安全及び学園の社会的評価、財産、円滑な運営等に甚大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事象の潜在的可能性をいう。

(2) リスク管理

平常時からリスクに対する適切な予防的措置と被害の軽減策を講じることで、想定される危機事象の発生を未然に防ぐ、又は発生後の被害を最小限に抑制する措置を講じることをいう。

(3) 危機事象

火災、災害、テロ、重篤な感染症、その他の重大な事件又は事故としてリスクが顕在化した状態であり、学生、教職員等の生命の安全及び学園の社会的評価、財産、円滑な運営等に甚大な影響を及ぼす事象をいう。

(4) 学生

学園が設置する学校の学生をいう。

(5) 教職員等

学園の役員、教員、事務職員、派遣されている派遣労働者及びこれらに準ずる者をいう。

(6) 利用者

前２号の者以外に、学園が設置する学校の附属施設を利用する者をいう。

（危機事象の対応区分）

第 3 条　危機事象の程度に応じて、対応区分を次の２段階に区分する。

(1) レベル１（部署内で対応可能なレベル）

個別又は複数の部署で対応可能であり、学園による緊急対策本部（以下、「対策本部」という。）の設置には至らない事態をいう。

(2) レベル２（学園による対応が必要なレベル）

緊急事態に伴う学園の損害、影響度が大きい、又はマスコミ（新聞・ＴＶ）等への対外的な対応が必要となり、学園が対策本部を設置する対応が求められる事態をいう。

２　レベル１の危機事象に関する体制が、部署における個別リスクの規程又はマニュアル等に定められている場合は、当該規程又はマニュアル等に則って対応するものとする。

（危機事象対応の基本方針）

第 4 条　危機事象に際しては、次のことを基本として速やかに組織的に対応するものとする。

(1) 人命・地域の安全確保

(2) 被害・損失の極小化

(3) 社会からの信頼維持

第 2 章　リスク管理体制

（リスク管理体制）

第 5 条　学園は、リスク管理体制の推進のため、リスク管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）、リスク管理部署責任者（以下「部署責任者」という。）を置く。

2　最高責任者は、理事長をもって充て、学園におけるリスク管理業務を統括する責任を担う。

3　部署責任者は、危機事象の発生区分ごとに次の表に掲げる者をもって充て、危機事象の予防・回避及び発生時による人命の安全確保並びに被害の軽減、二次災害防止及び業務の早期再開に努めなければならない。

危機事象の発生部署	部署責任者
法人本部	法人本部長
関西医療大学	学長
関西医療学園専門学校	校長
複数の発生区分が関係する場合及び発生時に統括責任者が不在の際の初動時の対応	法人本部長

4　部署責任者は、部署内における個別マニュアルの作成等リスク管理業務を推進し、部署内で危機事象が発生したとき又はそのおそれがあるときは、率先して必要な措置を講じなければならない。

（リスク管理委員会）

第 6 条　リスク管理に関する重要事項を審議するために、リスク管理委員会を設置する。

2　リスク管理委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 最高責任者
(2) 部署責任者
(3) 大学副学長
(4) 大学学部長
(5) 専門学校副校長
(6) 内部監査室長

3　リスク管理委員会の委員長は、最高責任者をもって充てる。

4　リスク管理委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

5　リスク管理委員会は、原則として年１回開催し、次条で定める事項等を審議する必要が生じたときは、その都度開催する。

6　リスク管理委員会の事務は、内部監査室が行う。

（リスク管理委員会の役割）

第 7 条　リスク管理委員会は、次の役割を担う。

(1) 学園のリスク管理に係る方針、施策、年度計画の策定、この規程の改定
(2) 学園の業務に係る個別リスクの管理状況の把握
(3) 部署に対する個別リスク回避措置の指導監督
(4) 学園の事業継続計画の策定に関する指導監督
(5) その他のリスク管理に関する指導監督

第 3 章　平常時の活動

（リスクの洗い出し・評価）

第 ８ 条　部署責任者は、所管する部署のリスクを定期的に洗い出し、リスクの種類、想定されるシナリオ、発生頻度及び損害の程度を評価し、内部監査室長に報告する。

２　リスク管理委員会は、内部監査室長から提出されたリスクの洗い出し・評価の報告を分析し、学園としての対応方針を定める。

（リスク発生の予防と対応準備）

第 ９ 条　部署責任者は、所管する部署のリスクが顕在化した場合の被害想定及び事業への影響度を分析し、対応要領を事前に作成するものとする。

２　部署責任者は、所管する部署のリスクに関わる情報収集を適切に行い、リスク発生の兆候を洞察するものとする。

（教育訓練）

第１０条　部署責任者は、所管する部署において計画的な教育・訓練・研修等を行うものとする。

（リスク監査等）

第１１条　内部監査室は、リスク管理体制について、必要に応じ、学園又は特定部署の監査を実施する。

２　部署責任者は、自己点検及びリスク監査で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の処置を講じる。

第 ４ 章　緊急事態対応

（危機事象に関する通報等）

第１２条　教職員等は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知したときは、遅滞なく、部署責任者に通報しなければならない。

２　部署責任者は、前項の通報を受け又は自ら危機事象が発生若しくは発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちに最高責任者に報告するとともに、当該危機事象の状況を確認し、対処方針を協議しなければならない。

（部署内での対処等）

第１３条　前条第２項の協議の結果、危機事象は第３条第１号に定める対応レベル１に該当し、当該部署限りで対処することが適切と最高責任者が判断した場合は、当該部署で対処することができる。この場合において、部署責任者は、随時、当該危機事象への対処の状況等を最高責任者に報告しなければならない。

（対策本部の設置）

第１４条　第１２条第２項の協議の結果、危機事象は第３条第２号に定める対応レベル２に該当し、学園による対応が必要と最高責任者が判断した場合は、速やかに当該緊急事態に係る対策本部を設置するものとする。

２　対策本部の構成は、次に掲げる者を基準とし、緊急事態の内容に応じて編成規模を決定するものとする。

(1) 本部長　　最高責任者をもって充て、対策本部の業務を統括する。

(2) 副本部長　第５条第３項に定める部署責任者のうち、当該危機事象の発生区分における部署責任者をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部員　　当該危機事象の副本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 広報員　　報道発表、報道機関への情報提供を行う者として、副本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 記録係　　被害情報の収集・伝達・報告・分析・記録を行う者として、副本部長が指名する者をもって充てる。

３　本部長は、前項に定める構成員のほか、必要に応じて関係者及び弁護士等の専門家を招集することができる。

（対策本部の業務）

第１５条　対策本部は、次の事項を早急に実施するものとする。

(1) 危機事象に関する情報の収集及び分析

(2) 対応策の検討、決定、実施

(3) 学生、教職員等の安否確認及び適切な情報提供

(4) 主務官庁、関係機関等との連携及び連絡調整

(5) 報道機関への対応（内容、発表時期、発表方法等の決定）

(6) その他緊急事態への対処のために必要な事務

２　対策本部は、緊急事態の対応状況の分析・評価及び活用のために、経過状況等を記録するものとする。

３　対策本部の事務は、総務部総務課が行う。

（対策本部の権限）

第１６条　対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に緊急事態に対処しなければならない。

２　対策本部は、教職員等に対し、緊急事態に対処するために必要な指示をすることができ、すべての教職員等はこれに従わなければならない。

３　対策本部は、緊急事態への対処に当たり、理事会の審議その他学園の規程等により必要とされる手続を省略することができる。

４　前項の場合、本部長は、緊急事態の対処の終了後、遅滞なく、対処の経過を理事会に報告しなければならない。

（権限の委譲）

第１７条　部署責任者が対応レベル１の危機事象に対処する場合、最高責任者は、当該部署内での迅速な判断と適切な初動対応を可能にするため、部署内の危機対応に関する指揮権を必要な範囲で当該部署責任者に委譲することができる。

２　指揮権を委譲された部署責任者は、部署内の危機対応の経過を、遅滞なく最高責任者に報告しなければならない。

（事後対策）

第１８条　緊急事態に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大がないと判断されたときは、速やかに当該危機事象の収束又は安全確認を行い、学生、教職員等及び関係各所（近隣住民、利用者等）に対し周知する。

２　危機事象により資産・建物等に被害を受けた場合は、速やかに資金手当等復旧措置を行う。

３　リスク管理委員会は、リスク管理体制や対象となる事象別リスク対応についての評価・見直し等を行い、再発防止策を策定する。

第 5 章　補　則

（細　則）

第１９条　この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、リスク管理委員会が定める。

（改　廃）

第２０条　この規程の改廃は、リスク管理委員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附　　則

１．この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　　則

１．この規程は、令和８年２月２８日から施行する。

関西医療大学　危機管理委員会規程

（目　的）

第 1 条　関西医療大学（以下「本学」という。）は、学校法人関西医療学園リスク管理規程第５条第４項に基づき、本学の円滑な業務運営に支障をきたす、又はそのおそれのある危機の管理に関する全学的な方針の策定と重要事項の審議を行うために、学長のもとに、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構　成）

第 2 条　委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

(1) 学長
(2) 副学長
(3) 保健医療学部長
(4) 保健看護学部長
(5) 大学院研究科長
(6) 附属保健医療施設長
(7) 図書館長
(8) 学生部長
(9) 教務部長
(10) アドミッションセンター長
(11) 学園総務部長
(12) 大学教学部長
(13) 学園入試・広報部長
(14) その他学長が特に必要と認めた者

2　委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3　委員長は委員会を招集し、議長となる。

4　委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

5　委員会は、必要に応じて委員以外の者（学外の有識者等を含む）の出席を得て、意見あるいは助言を求めることができる。

（審議事項）

第 3 条　委員会は、次の事項を審議する。

(1) 潜在する危機の把握とその予防策の立案・実施
(2) 学生、教職員等の危機管理に関する意識及び知識の向上に関すること
(3) 危機管理基本マニュアルの作成・改訂
(4) 緊急時の情報伝達方法の整備
(5) その他危機管理に関すること

（専門部会の設置）

第 4 条　学長は次の事項を審議するため、必要に応じて危機管理委員会に専門部会を設置することができる。

(1) 潜在する危機の把握とその予防策の立案・実施
(2) 危機管理個別マニュアルの作成・改訂
(3) 緊急時の情報伝達方法の整備
(4) 学生、教職員等への適切な情報提供
(5) 危機発生時における危機管理体制の検討

(6) その他危機管理に関すること

２　部会長は、前項各号の審議内容について、委員会に報告しなければならない。

３　専門部会の部会長および委員は学長が指名する。

（危機発生時の対応）

第 ５ 条　本学において危機を発見した、又は危機が発生した場合は、リスク管理規程及び危機管理基本マニュアル又は危機管理個別マニュアルに沿った対応を取るものとする。

（事　務）

第 ６ 条　委員会の事務は、総務部総務課が行う。

（改　廃）

第 ７ 条　この規程の改廃は、学長が行う。

附　　則

１．この規程は、令和８年１月２２日から施行する。

関西医療大学 大規模地震対応消防計画

第１章　総 則

第１節 計画の目的等

（目　　的）

第 １ 条 この計画は、消防法第８条第１項および第３６条第１項に基づき、関西医療大学（以下「本学」という。）の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災の予防および火災、大規模地震、その他の災害による人命の安全確保、被害の軽減、二次的災害発生の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 ２ 条 この計画に定めた事項については、次のものに適用する。

（１）本学の教職員および学生ならびに患者等、その他、出入りするすべての者

（２）防火・防災管理業務の一部を受託している者

（３）本学の建物および敷地内すべての場所

（管理権原の及ぶ範囲）

第 ３ 条 管理権原の及ぶ範囲は、本学の敷地および敷地内のすべての建物とする。

２ 管理権原者は、理事長とする。

３ 管理権原者は、防火対象物の実態を把握し、防火・防災管理者に防火・防災管理業務を適正に行わせなければならない。

（防火・防災管理業務の委託）

第 ４ 条 防火・防災管理業務の一部について委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者および防火・防災管理者ならびに統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

２ 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲および方法は、別表１「防火・防災管理業務の委託状況表」のとおりとする。

３ 受託者は、防火管理業務と防災管理業務とを一体として行うものとする。

４ 受託者は、委託した防火・防災管理業務について定期的に防火・防災管理者に報告する。

（災害想定）

第 ５ 条 防火・防災管理者は、近畿圏内での大規模地震発生（震度６強程度）時における人命危険、二次災害等について、別表２「災害想定」により建物の被害を想定し、対応行動を行うとともに教職員および学生に防火・防災についての意識を高めるため教育・訓練を行うものとする。

（消防計画を見直すための組織）

第 ６ 条 防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設ける。

２ 管理委員会の構成は、別表３「防火・防災管理委員会構成表」のとおりとする。

３ 管理委員会委員長は、委員会を定期的に開催することとし、次の場合は臨時に開催するものとする。

（１）社会的反響の大きい災害が発生したとき。

（２）管理権原者または防火・防災管理者等からの報告または提案により必要と認めたとき。

（３）その他、防火・防災管理上必要と認められるとき。

４ 会議の主な審議事項

管理委員会は、防火・防災管理業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。

（1）火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡および消火活動ならびに避難誘導等の自衛消防組織の活動に関すること。

（2）避難経路、避難口、安全区画、防火区画、その他の避難施設の維持管理および案内に関すること。

（3）通報、消火、避難およびその他の訓練に関すること。

（4）火災の際の消防隊に対する必要な情報提供および誘導に関すること。

（5）その他、防火・防災管理上必要な事項

5 防火・防災管理者は、管理委員会の審議結果を踏まえ、本計画を見直すものとする。

（管理権原者の責務）

第 7 条 管理権原者は、防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的または監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる資格者を防火・防災管理者として選任しなければならない。

3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成または変更する場合には、火災対応および大規模地震対応等に関する必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、自衛消防組織の設置および自衛消防活動の全般について責任を負うものとする。

（防火・防災管理者の業務と権限等）

第 8 条 防火・防災管理者は、この計画の作成および実行については、別表４「防火対象物実態把握表」により把握し、必要に応じて管理権原者の指示を求め、防火・防災管理に係るすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

（1）消防計画の作成および変更

（2）自衛消防組織に係る事項

（3）建物等の自主検査・点検の実施および監督

（4）消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備およびその立会い

（5）避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理

（6）収容人員の適正管理

（7）教職員等に対する防火・防災教育および訓練の実施

（8）火気の使用、取り扱いの指導および監督

（9）収容物等の転倒、落下、移動の防止措置

(10) 改装工事など工事中の立会いおよび安全対策の樹立

(11) 放火防止対策の徹底および推進

(12) 危険物品等に対する安全対策の樹立、指導

(13) 臨時開催の催し物等の管理および監督

(14) 関係機関との連絡

(15) その他、防火・防災管理上必要な事項

第２章　予防的事項

第１節 共通的事項

（予防活動組織）

第 ９ 条 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に建物などを単位として防火・防災担当責任者を定め、階または区画などを単位として火元責任者を別表５「予防活動組織編成表」のとおり定めるものとする。

２ 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

（１）担当区域内の火元責任者に対する業務の指導および監督に関すること。

（２）防火・防災管理者の補佐

３ 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。

（１）火気管理に関すること。

（２）自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設および消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。

（３）地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること。

（４）防火・防災担当責任者の補佐

（自主点検・検査）

第１０条 自主チェックに係る組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具などの設備、施設を適正に維持管理するため、実施時期を定め、点検・検査員により編成して行うものとする。

２ 防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに点検結果をチェックするものとする。

（建物等の自主検査）

第１１条 建物等の自主検査は、別表６「自主検査チェック表」に基づき、定期的に各点検・検査員が建物単位に行うものとする。

（消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検）

第１２条 消防用設備等・特殊消防設備等の自主点検は、別表７「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、各点検・検査員が建物単位に行うものとする。

（消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検）

第１３条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、本学が随時契約する消防設備点検業者に委託して、年２回実施させ、点検結果を泉州南消防組合 熊取消防署長に報告するものとする。

２ 防火・防災管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

（防火対象物および防災管理の法定点検）

第１４条 消防法第８条の２の２に規定する防火対象物点検報告および消防法第３６条第１項において準用する同法第８条の２の２に規定する防災管理点検報告は、本学が随時契約する点検業者に委託して点検を実施させ、点検結果を年１回、泉州南消防組合 熊取消防署長に報告するものとする。

２ 防火・防災管理者は、原則として点検実施時に立ち会うものとする。

（建物の定期検査）

第１５条 建物の定期検査は、資格者または本学が随時契約する検査業者が行い、建物の維持管理に努めるものとする。

２ 防火・防災管理者は、原則として定期検査実施時に立ち会うものとする。

（点検・検査結果の報告、不備欠陥事項の改修等）

第１６条 自主点検・自主検査および法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分が発見された場合には、その都度、速やかに報告するものとする。

2 防火・防災管理者は、点検・検査の結果をまとめ、管理権原者に報告するとともに消防用設備等の法定点検を行う。診療・研究棟は年に１回、管理棟・１号館・２号館・３号館・４号館・５号館・体育 館・附属接骨院は３年に１回泉州南消防組合 熊取消防署長に報告する。なお、点検検査の結果は保管する。

3 防火・防災管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、その改修計画を立案し、管理権原者に報告するとともに必要な指示を得て改修を図るものとする。

（関係機関との連絡）

第１７条 管理権原者または防火・防災管理者は、各種届出および自衛消防訓練等について、消防機関等と事前相談等の連絡を十分に行い、防火・防災管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

2 消防機関への各種届出等について、別表８「消防機関への届出・連絡事項等の一覧」のとおり行うものとする。

（防火・防災管理維持台帳）

第１８条 管理権原者は、消防機関等への報告または届出した書類および防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火・防災管理者に防火・防災管理維持台帳を作成させ、整備し、防災センター（１号館 １階 事務室）に保管させておくものとする。

2 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、別表９「防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧」のとおりとする。

（休日・夜間等の対応）

第１９条 防火・防災管理者は、休日・夜間等で教職員が少なくなる場合は、本学が随時契約する警備業務委託会社の警備員と相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

2 休日・夜間等の防火・防災管理業務は、別表 10「休日・夜間等の防火・防災管理体制」による管理体制により行うものとする。

3 休日・夜間等で建物内が無人となる場合は、本学が随時契約する警備業務委託会社の警備員による定期巡回を強化するとともに総合操作盤による警戒を綿密に行う。

（工事中の安全対策）

第２０条 防火・防災管理者は、工事を行う時は、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行う時は、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

（１）建築基準法第７条の６に基づき、特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき。

（２）改築または模様替え等の工事で消防用設備等および避難施設の機能に影響を及ぼすとき。

2 防火・防災管理者は、工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ別および作業種別に各現場監督者を指定し、区域内の火気管理、喫煙管理、危険物の管理等、それぞれの場に応じた安全対策を行わせるものとする。

3 防火・防災管理者は、前項の工事中の安全対策、「工事中の消防計画」等の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認するものとする。

（工事中の遵守事項）

第２１条 防火・防災管理者は、工事施工者に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

（１）溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器などを準備して行うこと。

（２）工事を行う場合は、指定された場所以外では、喫煙および火気の使用等を行わないこと。

（３）危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者に承認を受けること。

（４）放火を防止するため、資機材等の整理整頓を行うこと。

（５）工事部分ごとに指定された工事担当責任者は、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告すること。

（収容人員の管理）

第２２条 防火・防災管理者は、用途区分ごとに定められた収容人員を超えて入場させないものとする。

２ 収容人員を超えるような事態になった場合は、掲示板、案内板、放送などにより新規入場を規制するものとする。

３ 混雑が予想される場合は、避難経路の確保や避難誘導員の配置および増強等必要な措置をとるものとする。

（内装制限等の遵守）

第２３条 防火・防災管理者は、改修等で使用する内装材については建物で指定する仕様以上としなければならない。

２ 建物内で使用するカーテンおよび絨毯等は、防炎物品としなければならない。

第２節 出火に特有の内容

（出火防止）

第２４条 防火・防災管理者は、火気使用設備器具の種類および使用する燃料ならびに構造等に応じた安全管理に努めることとする。

（喫煙・火気等の使用制限）

第２５条 防火・防災管理者は、次の事項について喫煙および火気等の使用の制限を行うものとする。

（１）喫煙場所を明確に指定して徹底するとともに以下の事項を行うものとする。

ア 本学キャンパス内は、全面禁煙とする。

イ 喫煙場所については、診療・研究棟１階 北門出入口前の喫煙指定場所のみとする。

（２）火気使用設備器具等の使用禁止場所は、鍼灸実技室、実験室、厨房および給湯室を除くすべての場所とする。

（臨時の火気使用等）

第２６条 臨時に火気を使用する者は、次の事項を事前に防火・防災管理者に連絡し、承認を得るものとする。

（１）指定場所以外で火気を使用するとき。

（２）火気使用設備器具を変更するとき。

（３）催し物の開催およびその会場で火気を使用するとき。

（４）危険物の取り扱い、数量等を変更するとき。

（５）模様替え等の工事を行うとき。

（火気等使用時の遵守事項）

第２７条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

（１）火気使用設備器具を使用する場合は、事前に同器具を検査してから使用すること。

（２）火気使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物等があるか否か、また、消火器等の位置を確認してから使用すること。

（３）火気使用設備器具を使用した後は、必ず同器具を点検し、火元の安全を確認すること。

（４）禁煙場所では、喫煙してはならない。

（放火防止対策）

第２８条 防火・防災管理者および教職員等は、次の事項に留意して放火防止に努めるものとする。

（１）本学敷地内および廊下、階段室、洗面所等の可燃物の整理整頓または除去を行う。
（２）物置、空き室、倉庫等の施錠管理および関係者以外の者に侵入されない環境作りを行う。
（３）アルバイト、パート、派遣等の職員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
（４）死角となる場所の定期的な巡回監視を行う。
（５）休日・夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。
（６）火元責任者または最終退出者は、火気および施錠の確認を確実に行う。
（７）全教職員に対する放火防止意識の高揚策を図る。

（危険物品等の管理）

第２９条 本学の建物へは、実験室等指定された場所以外は、原則として危険物品等の持ち込みを禁止する。ただし、催し物等で持ち込みが必要な場合は、事前に防火・防災管理者の承認を得るものとする。

２ 危険物品等の貯蔵および取り扱いについては、学部の責任において行うものとする。

３ 防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行うものとする。

（１）危険物施設の管理は、危険物取扱者または危険物に関し、必要な知識を有する者に行わせること。また、定期的に点検し、保存状況を確認すること。
（２）危険物を貯蔵し、または取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
（３）危険物を貯蔵し、または取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともにみだりに不必要なものを置かないこと。
（４）危険物が漏れ、溢れ、または飛散しないようにすること。万一、漏れ等が生じた場合には、速やかに適正な措置を行うこと。
（５）危険物を取り扱ったときは、数量を確認記録し、その結果を記録保存し、安全管理に活用すること。

４ 危険物、化学薬品等の危険物品等を使用する実験室等における学部内の危険物品等の安全管理については、前３項に準じて行うものとする。

（避難施設・防火上の構造等の管理）

第３０条 防火・防災管理者および教職員等は、避難施設および防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

（１）避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
ア 避難の障害となる設備を設け、または物品を置かないこと。
イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等が生じないように維持管理すること。
（２）火災が発生したとき、延焼を防止し、または有効な活動を確保するための防火設備
ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

２ 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を教職員等に十分認識させるとともに定期的に点検、検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

（避難経路図の掲示）

第３１条 防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため、２方向以上に避難可能な避難経路図を作成し、廊下等の見やすい場所に掲示するとともに教職員および学生ならびに患者等に周知徹底するものとする。

第３節 地震に特有の内容

（建物等の耐震診断等）

第３２条 防火・防災管理者は、建物、設備等の耐震診断を必要に応じて行い、建物、設備の維持管理に努めるものとする。ただし、不備、不整合等がある場合は、管理権原者に報告し、改修を図るものとする。

２ 管理権原者は、建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見させた場合は、改修を図るものとする。

３ 火元責任者および点検・検査員は、建物および設備等の転倒・落下・移動防止措置等の確認については、各種点検等に合わせ、別表 11－１「建物等の転倒・落下・移動防止措置等の自主検査チェック表」に基づき、定期的にかつ建物ごとに行い、その検査結果を防火・防災管理者に報告するものとする。

（収容物等の転倒・落下・移動防止）

第３３条 防火・防災管理者は、事務室内、避難通路、出入り口等の収容物等の転倒・落下・移動防止に努めるものとする。

２ 防火・防災管理者は、学部内で使用する特有のコンピュータ関連機器、実験材料、工作機器および分析機器等の転倒、落下、移動防止に努めるものとする。

３ 火元責任者および各点検・検査員は、収容物等の転倒・落下・移動防止措置等の確認については、各種点検に合わせ、別表 11－２「収容物等の転倒・落下・移動防止措置等の自主検査チェック表」に基づき、定期的にかつ建物ごとに行い、防止措置が行われていない場合は、滑り止め等必要な措置を講じ、その結果を防火・防災管理者に報告するものとする。

（地域防災計画等との調整）

第３４条 防火・防災管理者は、消防に係る法令等および市区町村が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測ならびに防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性に努めるものとする。

２ 管理権原者は、必要に応じ隣接建物等との応援協定を行い、防火対象物の存する地域の安全確保に努めるものとする。

（非常用物品の確保）

第３５条 管理権原者は、地震、その他の災害等に備えて非常用物品等を３日を目途に別表 12「非常用物品等の一覧」のとおり、確保するように努めるものとする。

２ 防火・防災管理者は、自ら実施するか、または防火・防災担当責任者に非常用物品の点検整備を定期的に実施させるものとする。

３ 非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行うものとする。

（ライフラインの途絶に対する措置）

第３６条 防火・防災管理者は、電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶する場合の措置として、次のことを行うものとする。

（１）停電への対応

非常電源、携帯用照明器具等の確保および発動発電機、蓄電機、バッテリー等の確保を図るとともに非常電源等の能力等の確認を行う。

（２）ガスの供給停止への対応

プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ、カセットボンベ、炭等の確保を図る。

（３）断水への対応

建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保およびトイレ用具等の確保を図る。

（４）通信不全への対応

電話回線の複線化および無線機、拡声器、トランシーバー等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からの訓練に努める。

（緊急地震速報の活用）

第３７条 管理権原者は、緊急地震速報を活用するため、必要な資機材の設置に努めるものとする。

第３章　応急対策的事項

第１節 共通的事項

（自衛消防組織の編成）

第３８条 管理権原者は、火災、地震、その他の災害等による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成するものとする。

２ 自衛消防組織には、統括管理者を本部隊に置き、本部隊を編成するものとする。

（１）統括管理者は、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任務にあたる。

（２）統括管理者には、その任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という。）を定める。

３ 本部隊に班を置く。

（１）本部隊に置く班は、通報連絡班、設備監視班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）防災センターを本部隊の活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。

４ 自衛消防組織の編成および主たる任務は、別表 13－１「自衛消防組織の編成と任務（編成表）」、13－２「自衛消防組織の編成と任務（任務表）」のとおりとする。

（自衛消防組織の活動範囲）

第３９条 自衛消防組織の活動範囲は、本学敷地内のすべての建物とする。

２ 隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

３ 隣接する建物等に対する応援出場は、隣接する建物との応援協定の範囲内とする。

４ 前３項の協定は、管理権原者が行うものとする。

（統括管理者および代行者の権限）

第４０条 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

２ 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう建物ごとの自衛消防組織を統括する。

３ 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い、消防隊との連携を密にしなければならない。

４ 管理権原者は、統括管理者の代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

５ 各班長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告および連絡を密に行わなければならない。

（本部隊の任務）

第４１条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリーダーシップを発揮し、初動対応および全体の統制を行うものとする。

２ 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。

（１）本部隊の通報連絡班、設備監視班は、本部員として活動拠点である防災センターにおける次の任務にあたる。

ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、各種情報内容の整理および記録
イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
ウ 在館者に対する指示およびパニック防止措置
エ 関係機関や関係者への連絡およびマスコミへの対応
オ 消防用設備等・特殊消防用設備等の操作運用
カ 避難の必要性の判断、避難経路の確認および避難状況の把握
キ 各所への指揮や指示
ク その他、必要な事項

（２）本部隊の初期消火班、避難誘導班、救出救護班は、各班長の指揮の下で現場員として、災害発生場所における任務にあたる。

（３）統括管理者は、班長が不在時に災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち１名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。

（４）統括管理者は、班長から応援要請があった場合は支援を要請し、活動にあたらせる。

（地区隊の任務）

第４２条 現況としては地区隊の設置は行わないが、今後必要性が出た場合は、地区隊設置を検討する。地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

（地区隊の活動）

第４３条 地区隊は、地区隊長の指揮の下に次の活動を行うものとする。

（１）地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 被害状況の把握、情報の収集
イ 災害発生場所、状況等の本部隊への報告
ウ 消防機関への通報および指定場所への連絡

（２）地区隊の初期消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動の任務にあたる。

（３）地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
イ 教職員および学生ならびに患者等のパニック防止措置
ウ 避難状況の確認および本部隊への報告

（４）地区隊の救出救護班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 救出および負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置
イ 防火戸、防火ダンパー等の操作
ウ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
エ 倒壊危険個所への立ち入り禁止措置
オ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
カ 活動上支障となる物件の除去

（自衛消防組織の運用）

第４４条 防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに教職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２ 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊の各班の要員を増強または移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

3 休日・夜間等における自衛消防組織は、別表 10「休日・夜間等の防火・防災管理体制」に示すとお り、防災センターを中核とし、勤務中の教職員等は防災センター勤務員等の指示の下に協力するものとする。

4 休日・夜間等に火災、地震、その他の災害が発生した場合は、消防機関等に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者および防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動するものとする。

5 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や教職員等の参集計画を別に定めるものとする。

（自衛消防組織の装備）

第４５条 管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛消防組織の装備品は、別表 14「自衛消防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛消防組織の装備品については、統括管理者が防災センターおよび備蓄倉庫（1号館地下消火ポンプ室内）等に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（指揮命令体系）

第４６条 管理権原者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に防災センター等への自衛消防本部の設置を指示するものとする。

2 統括管理者は、防災センターでの収集情報および各班長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定することとする。

3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行うものとする。

4 自衛消防組織の業務の一部を委託等により、派遣されている警備員等は本部隊の下で 行動するものとする。

第2節 火災に特有の内容

（火災発見時の措置）

第４７条 火災の発見者は、大声で周囲の者に火災を知らせ、近くの非常ベル等を押すとともに１１９番への通報および防災センターへ連絡する。

2 火災の発見は、機械による感知の場合と人が直接発見する場合とがあるのでそれぞれに応じて適切な行動を行うものとする。

（1）機械による感知の場合

ア 自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、通報・連絡する。

イ 受信機に複数の警戒区域が表示された場合は、原則として火災と断定し、通報・連絡をする。

（2）人為的に発見した場合

ア 火災発見者から連絡を受けた場合は、直ちに１１９番通報をするとともに学内放送等所定の行動を行う。

（通報連絡）

第４８条 本部隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。

（1）本部員として、活動拠点における任務にあたる。

（2）現場確認者等からの火災の連絡を受けたときは、直ちに１１９番へ通報する。

（３）火災発生確認後、避難が必要な階の教職員および学生ならびに患者等への避難放送を行う。
（４）出火場所、燃焼範囲、燃えているもの、延焼危険の確認
（５）消火活動状況、活動人員の確認
（６）統括管理者、班長および関係者への火災発生の連絡を行う。
（７）避難が不要な階の教職員等へ、火災発生および延焼状況の連絡を行う。
（８）逃げ遅れ、負傷者の有無および状況
（９）区画状況の確認
（10）危険物等の有無の確認
（11）情報収集内容の記録

３ 消防機関への通報は、火災の内容が把握できない場合でも通報し、状況が確認できしだい随時情報を通報するものとする。

（設備監視）

第４９条 本部隊の設備監視班は、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

２ 出火階の防火戸および防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。

３ 自動閉鎖式の防火戸、防火シャッターであっても自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。

４ 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので原則として停止させることとする。

５ 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。

６ エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。

（消火活動）

第５０条 本部隊の初期消火班は、消火器または屋内消火栓等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたるものとする。

２ 初期消火班は、初期消火に主眼を置き、活動するものとする。

３ 火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器、水バケツ等により消火活動を行うものとする。

（避難誘導）

第５１条 本部隊の避難誘導班は、出火階および上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。なお、患者については、次の救護区分により誘導員を配置し避難誘導にあたる。

２ エレベーターによる避難は、原則として行わないものとする。

３ 屋上への避難は、原則として行わないものとする。

４ 避難誘導員の部署は、非常口、特別避難階段附室前および行き止まり通路等とする。

５ 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的にかつ短期間のうちに判断し、責任を持って行うものとする。

６ 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させなければならない。

７ 本部（防災センター/１号館 １階 事務室）による避難放送にあたっては、早口を避け、落ち着いた口調で同一内容を２回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。

８ 負傷者および逃げ遅れ者についての情報を得たときは、直ちに本部に連絡するものとする。

9 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、本部に報告するものとする。

10 避難誘導班は、避難者に対し前各号に従い、避難誘導にあたるものとする。

（救出救護）

第５２条 本部隊の救出救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所（診療・研究棟前駐車場または人工芝グラウンド）に設置するものとする。

2 本部隊の救出救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を取り、病院に搬送できるように適切な対応をするものとする。

3 救出救護班は、負傷者の氏名、住所、搬送病院、負傷程度など必要な事項を記録するものとする。

4 逃げ遅れた者の情報を得た場合、救出救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出するものとする。

（消防機関への情報提供）

第５３条 本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行うものとする。

（１）消防隊進入門等の開放

（２）火災現場への誘導

（３）情報の提供（出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無など）

（４）自衛消防本部等の設置場所

第３節 地震に特有の内容

（地震発生時の初期対応）

第５４条 地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間に及ぶことから、関西医療大学危機管理規程第９条の規定に基づき、別記１の「関西医療大学 地震災害緊急対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部の任務は、次のとおりとする。

（１）被害状況および活動状況の把握

（２）自衛消防活動の支援

（３）応急対策の決定

（４）復旧計画の策定

（５）マスコミへの対応

（６）その他、地震災害活動に関すること

3 身体の防護

地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。

4 初期情報の収集

同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となるため、次の活動を行う。

（１）初期情報は、災害活動の拠点となる防災センターに一元化し収集する。

（２）防災センター勤務員は、建物図面等の関係資料を準備する。

（３）防災センター勤務員は、総合操作盤、学内巡視員等から情報収集する。

（４）診療・研究棟１階受付および２階受付、食堂等からも広く情報を収集する。

5 防災センター機器障害発生時の対応

防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、情報連絡員を増強し、学内を巡回させ情報収集を行う。

6 安心情報の提供

防災センター勤務員は、揺れがおさまった後、早期に学内放送を行い、教職員および学生ならびに患者等の不安感を除く放送を開始する。

（1）学内の被害状況等について逐次情報提供を行い、パニックの発生防止に努める。

（2）負傷者情報を防災センターに提供するように呼びかける。

（3）余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

7 初期対応

（1）火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき、または大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブを遮断する。

（2）統括管理者は、教職員および学生ならびに患者等の安全を確保するため、次の内容を放送する。

ア エレベーターの使用禁止

イ 落下物からの身体防護の指示ウ 屋外への飛び出しの禁止

（3）二次災害の発生を防止するため、自主検査チェック表等を活用し、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検、検査を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

（緊急地震速報の受信時の対応）

第５５条 防災センター勤務員は、テレビやラジオ等により、緊急地震速報を受信したときは次の対応を行う。

（1）避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。

（2）パニックの発生を防止するため、学内一斉放送を行う。

（3）火気使用設備器具担当者は、出火防止のため、電源の停止やガス栓等の燃料バルブを遮断する。

（被害状況の確認）

第５６条 統括管理者は、建物全体の被害および活動状況を一元化し管理する。

2 被害および活動状況の把握

（1）統括管理者は、各班長から、それぞれの担当区域における被害および活動状況について報告を受ける。

（2）情報の優先順位は、火災の有無、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、建物構造等の損壊状況および二次災害発生の有無等とする。

（3）統括管理者は、本部隊の通報連絡班を増強し、総合操作盤等の機器情報および学内巡回等による情報収集を強化する。

3 被害状況等の伝達

（1）統括管理者は、班長に対し、建物全体の被害状況および各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。

（2）統括管理者は、必要に応じて学内放送により、学内の被災状況や活動状況等を伝達し、教職員および学生ならびに患者等の不安解消を図る。

（3）テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて学内放送で伝達する。特に帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況および二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

（救出救護）

第５７条 救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、対策本部が主体となって行う。

２ 救出救護の原則

（１）損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。

（２）救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

３ 二次災害の防止

（１）損壊建物等での救出活動では、要救助者および救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。

（２）損壊建物等での救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。

（３）救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取り扱いに習熟した者が担当する。

４ 応援の要請等

（１）班長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに周囲の人に協力を要請する。

（２）本学に備えてある防災資機材の他、必要に応じて周辺の建築業者等と事前に協定し、建築土木重機の借用および操作技術者等の派遣を要請する。

５ 応急救護所の設置および搬送

（１）本部隊の救出救護班は、大きな揺れがおさまった後、応急救護所を設置する。

（２）応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。

（３）救出救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに被害状況により、緊急を要する場合には、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。

（４）救出した人には、救出した場所、時間等を記入した傷病者カードを掲示し、救護活動を行う。

（５）消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合は、搬送手段、搬送経路等について選定する。

（エレベーター停止への対応）

第５８条 統括管理者は、エレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。

（１）本部隊は、インターホンで各エレベーター内に呼びかけ、閉じ込め者の有無について確認する。

（２）閉じ込め者が発生した場合は、以下のとおりエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。

ア 診療・研究棟、３号館、４号館、５号館・・・三菱電機ビルテクノサービス株式会社

イ １号館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フジテック株式会社

（３）閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともにインターホンにより閉じ込め者へ呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡およびその他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込め者を落ち着かせる。

（４）エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し、技術等を習熟している者がいる場合でエレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。

（５）エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

２ 復旧対策等

（１）停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。

（２）長周期地震動により、エレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。

（３）地震後の早期復旧についてエレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

３ 報告等

（１）教職員、学生、患者等がエレベーターに閉じ込められた場合には、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともにけが人の有無等を報告する。

（２）エレベーターの閉じ込めを発見した者は、防災センターに報告する。

（地震による出火への対応）

第５９条 地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能の低下等により、対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。

（１）火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じた時または大きな揺れがおさまった後、電源の遮断および燃料バルブの閉鎖等の出火防止を行う。

（２）ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認およびバルブの閉鎖等を行う。

２ 初期消火

（１）班長は、担当区域内の出火危険場所に初期消火班を派遣し、早期発見および消火を行う。

（２）複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

（避難施設・建物損壊への対応）

第６０条 統括管理者は、総合操作盤等からの情報、本部隊通報連絡班および班長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

（１）班長は、揺れがおさまった後、設備監視班員等に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難路を選定するとともに統括管理者に報告する。

（２）統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、代替の避難経路を選定し、班長に指示する。

（３）火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸および防火シャッターを閉鎖し区画する。

２ スプリンクラー設備等の機能障害への対応

スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて消火器や水バケツを集結し、消火にあたる。

３ 安全区画の形成

（１）設備監視班は、防火戸や防火シャッターの自動閉鎖機能に支障が生じ、閉鎖しない場合は、手動操作によって行う。

（２）班長は、建物損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ、安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認および統括管理者への報告を行う。

（ライフライン等の被害への対応）

第６１条 ライフライン等の被害への対応は、次のとおりとする。

（１）停電への対応

ア 防災センター勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに学内放送で非常電源への切り替えについて放送する。

イ 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、発電機、バッテリー、懐中電灯等について確保する。

ウ 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害防止のため、ブレーカー等の遮断を徹底する。

エ 長時間の停電に備えて自家発電設備の燃料の補給を行う。

（２）ガス供給停止への対応

ア 防災センター勤務員は、ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。

イ 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。

ウ ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を退避させ、火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して拡散させる。

（３）断水への対応

ア 防災センター勤務員は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。

イ 飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。

ウ 統括管理者は、災害活動の長期化にともなう生活用水等の確保については、時期を失することなく関係機関へ要請する。

（４）通信障害への対応

ア 統括管理者は、防災センターおよび本部隊各班長との間に複数の通信手段を確保すること。

イ 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、教職員および学生ならびに患者等の安否等については、災害伝言ダイヤル等を活用する。

（５）交通障害への対応

ア 統括管理者は、交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。

イ 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。

ウ 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要物資等の応援要請を行う。

２ 活動支援体制の強化

本部長は、災害活動が長期化する場合、対策本部の機能を強化し、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給を行う。

（避難誘導）

第６２条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図１「避難判断基準」に基づき、避難するか、学内にとどまるかを判断するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、避難誘導を行う。

（避難命令の伝達）

第６３条 避難に関する命令伝達は、放送設備等を使用して行う。

（避難上の留意事項）

第６４条 統括管理者は、地震時の避難については、学生等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

（１）建物の倒壊危険等がある場合は、教職員および学生ならびに患者等を屋外の安全な場所へ避難させる。

（２）統括管理者は、避難の指示を出すまで、教職員および学生ならびに患者等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒、落下に注意しながら、柱の周りや壁際など安全な場所で待機させる。
（３）統括管理者は、全館（棟）一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
（４）教職員名簿、学生名簿を携帯する。
（５）避難にあたっては、教職員および学生ならびに患者等がトイレ等にいないことを確認するとともに後戻りしないようにして行う。
（６）統括管理者は、避難を行う場合、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

２ 一次退避場所への避難

本建物の躯体は、災害想定により安全であるので、原則として屋外に避難しないものとする。
（１）班長は、建物の天井の落下、収容物の転倒、落下、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、１階等の安全な場所に教職員および学生ならびに患者等を避難させる。
（２）班長は、傷病者等自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
（３）班長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

３ 避難場所への避難

火災の延焼状況および建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。
（１）避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、被害状況について説明する。
（２）避難する際は、搬送、護送患者を除き、車両等を使用せず全員徒歩とする。
（３）避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
（４）避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

（帰宅困難者対策）

第６５条 防火・防災管理者および統括管理者は、帰宅困難となるおそれのある教職員および学生ならびに患者等に対する保護・支援の確保および情報の提供等の手段を講じておくものとする。

２ 統括管理者は、帰宅困難者に対し、次のことを行う。
（１）鉄道等交通機関の運行状況および地震被害状況の把握に努め、学内放送等を活用して、教職員および学生ならびに患者等に情報を伝達する。
（２）帰宅困難者対策の実施を指示する。
（３）帰宅困難者情報の関係機関等へ提供する。
（４）救護施設の設置指示と救援物質の支給を行う。
（５）教職員や教職員家族および学生や学生の家族ならびに患者や患者の家族等の安否情報の確認・連絡手段として、通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

（ライフライン、危険物品等に関する二次災害発生防止）

第６６条 統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始および復旧作業等に伴う災害発生を防止するため、点検・検査員および設備監視班等に次のことを行わせるものとする。
（１）火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除または使用禁止措置を行う。

（２）危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管または危険場所への立ち入り禁止措置を行う。
（３）避難経路の確保および建物内損壊場所等の応急措置を行う。
（４）消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
（５）エレベーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認および防護措置を行う。
（６）給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置を行う。

（復旧作業等の実施）

第６７条 防火・防災管理者および統括管理者は、復旧作業または建物を使用再開するときは、次の措置を講じる。
（１）復旧作業に係る工事に対する出火防止等の教育を徹底する。
（２）復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに教職員および学生ならびに患者等に周知徹底する。
（３）復旧作業と業務活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
（４）復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに教職員および学生ならびに患者等に周知徹底させる。

＜警戒宣言等が発せられた場合の対策＞

（地震対策委員会の招集）

第６８条 管理権原者は、警戒宣言の発令および南海トラフ地震に係る注意報の発令を知った場合は、地震対策委員会（以下「対策委員会」という。）を招集し、次の事項を協議し決定する。
（１）警戒宣言等の発令を知った場合の対応処置
ア 情報の伝達方法
イ 自衛消防組織の任務の確認
（２）授業・クラブ活動等の継続の有無
（３）教職員および学生ならびに患者等の対応
（４）出火防止のための応急措置対策の確認
（５）時差帰宅・交代要員および残留者の決定
（６）学校関係者以外の侵入防止等その他必要な事項

２ 委員会の構成は、別表３「防火・防災管理委員会構成表」の構成員および自衛消防組織の班長以上をもって構成する。

３ 管理権原者は、緊急を要する場合は、前第１項の対策委員会の開催を待たず、警戒宣言等が発令された場合の必要な措置、任務分担等を統括管理者に指示・命令する。

（自衛消防隊員に対する指示等）

第６９条 統括管理者は、自衛消防組織員に対し、対策委員会の協議結果等必要な事項を伝達・指示する。

２ 本部隊の各班長は、応急対策、時差帰宅等の進行状況等必要な事項を随時、統括管理者に報告する。

（教職員等への伝達）

第７０条 警戒本部は、警戒宣言等の発令について教職員等に伝達する場合は、学生および患者等のパニック防止のため、あらかじめ教職員等にのみ理解される放送文により行う。

（学生等への伝達等）

第７１条 学生等への伝達は、避難誘導班員が指定された場所への配置完了後、非常放送で行う。
２ 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、混乱防止を主眼として適切な誘導・案内を行う。
３ 避難誘導班は、混乱を防止するために、避難階に近い階層より順次行う。

（火気使用の中止等）

第７２条 本学の建物内は、すべて禁煙とし、火気使用設備等の使用を原則として中止する。やむを得ず火気を使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず教職員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じてから使用する。
２ 危険物の取り扱いは、直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火・防災管理者が危険物取扱者に出火防止等の安全対策を講じさせて行う。
３ エレベーターは、地震管制装置付きのものを除き運転を中止する。

（教職員等の実施する被害防止措置）

第７３条 教職員等は、地震による被害を防止するため、次の事項について確認を行うものとする。
（１）窓ガラス等の落下、散乱防止
（２）照明器具等の固定
（３）事務機器等の転倒、落下防止
（４）初期消火用水の確保
（５）非常持ち出し品の準備

（工事および高所作業の中止）

第７４条 防火・防災管理者は、建築工事および窓ふきその他高所作業を行う者に対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させる。

（時差帰宅等）

第７５条 防火・防災管理者は、教職員等の時差帰宅については、別途計画のうえ帰宅させる。

（指定地域以外における対策）

第７６条 管理権原者は、警戒宣言等の発令を知った場合、防火・防災管理者に前第６８条に準じて、次の事項を行うことを指示する。
（１）自衛消防隊員に対する指示等
（２）教職員等への伝達
（３）学生等への伝達
（４）火気使用の中止
（５）教職員等の実施する被害防止措置の確認
ア 窓ガラスの落下、散乱防止
イ 照明器具等の固定
ウ 事務機器、商品等の転倒、落下防止
エ 初期消火用水の確保
オ 非常持ち出し品の準備
（６）工事および高所作業等の中止
（７）警戒宣言等の発令に対する情報収集
（８）その他、必要な事項

第４節 その他の災害についての対応

（その他の災害への対応）

第７７条 教職員等は、毒性物質の発散があった場合、または発散のおそれを発見した場合は、統括管理者に連絡するものとする。

２ 統括管理者は、前項の情報を得た場合、原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部員に周囲の立入禁止措置を行い、教職員等を避難させる。

３ 統括管理者は、第１項の情報を消防、警察等へ連絡し、その指示に従うものとする。

第４章　教育訓練

第１節 教職員等の教育

（管理権原者の取り組み）

第７８条 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、教職員等の行う訓練、防火・防災等に関するセミナー等に参加するものとする。

２ 管理権原者は、管理委員会の定める防火・防災管理業務を積極的に推進するものとする。

３ 管理権原者は、防火・防災管理者、統括管理者および職員等の法定講習および防災講演会等の受講ならびに教育について必要な措置を講ずるものとする。

（防火・防災管理者の教育）

第７９条 防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会および研修会等に参加するとともに教職員等に対する防火・防災研修会等を随時開催するものとする。

２ 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講するものとする。

（ポスター、パンフレットの作成および掲示）

第８０条 防火・防災管理者は、防災管理業務に関するパンフレットその他の資料を作成するとともに消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

（自衛消防組織の要員に対する教育）

第８１条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人・集合・部分教育等を実施し記録しておくものとする。

２ 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させるものとする。

３ 本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するよう指導するものとする。

（統括管理者等の資格管理）

第８２条 防火・防災管理者は、統括管理者および本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、別表 15「資格管理票（自衛消防業務講習)」計画的に受講させるものとする。

２ 防火・防災管理者は、各市町村の条例で定めがある場合は、条例を厳守するものとする。

（防火・防災教育の内容）

第８３条 教職員等に対する防火防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね次によるものとする。

（１）消防計画について

（２）教職員等の守るべき事項ついて

（３）火災発生時の対応について

（４）地震時の対応について

（５）その他、火災予防上および自衛消防活動上必要な事項について

第２節 訓練の実施

（教職員等の訓練）

第８４条 防火・防災管理者は、教職員等に対し、火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練を行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、緊急時の動き方の確認や消防設備の使用方法の確認など自主訓練を実施するものとする。

１ 総合訓練

（１）火災総合訓練

（２）地震総合訓練

２ 個別訓練

（１）指揮訓練

（２）通報訓練

（３）設備監視訓練

（４）消火訓練

（５）避難訓練

（６）救出救護訓練

（７）消防隊の誘導・情報提供訓練

（８）ＮＢＣＲ等に伴う災害に係る対応訓練 Ｎ：Nuclear（核兵器） Ｂ：Biological（生物兵器） Ｃ：Chemical（化学兵器） Ｒ：Radiological（放射性兵器）

３ その他の訓練

（１）建物平面図、配置図等を使用した図上訓練

（２）自衛消防組織の編成および任務の確認

（３）自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練

（４）消防機関、警察等との連携訓練

４ 訓練の実施時期等

（１）訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期（予定）	備考
火災総合訓練	９月・２月	通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震総合訓練	９月・２月	避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。

（２）統括管理者は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

（３）訓練参加者は、自衛消防組織の要員を含むすべての教職員等とする。

（訓練時の安全対策）

第８５条 統括管理者は、訓練指導者、安全管理を担当する者に訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施するものとする。

（１）訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資機材および設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。

イ 事前に訓練参加者の服装や資機材および健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示または参加させない等の措置を講じること。

（２）訓練実施中

ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作および動作の安全を確認すること。

イ 訓練中において、使用資機材および訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

（３）訓練終了後

訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させること。

（訓練実施結果の検討）

第８６条 防火・防災管理者および統括管理者は、訓練終了後、別表 16「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、直ちに訓練結果について検討会を開催する。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

２ 訓練検討結果は、別表 17「訓練検討結果報告書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

３ 防火・防災管理者および統括管理者は、訓練検討結果を訓練検討結果報告書により、管理委員会に報告するものとする。

（自衛消防訓練の通知）

第８７条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ消防機関へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について教職員等に周知徹底するものとする。

附 則

この計画は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この計画は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この計画は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この計画は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

この計画は、令和５年８月１日から施行する。

附 則

この計画は、令和８年１月２２日から施行する。